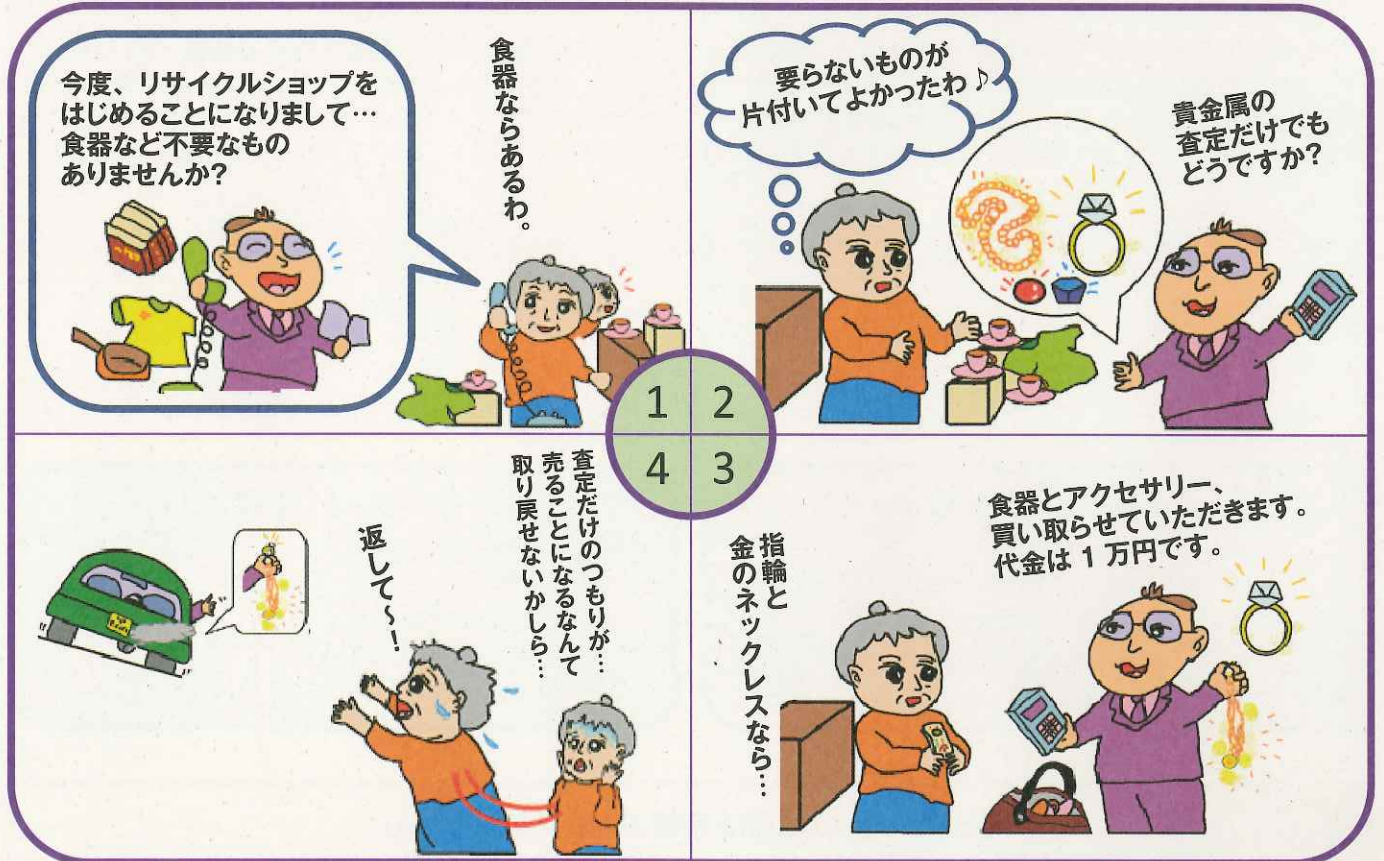




# 消費者注意報

CASE.2

## 訪問購入・不用品だけ買い取ってもらうはずが…



京のチェックポイント!!

- Q. 「訪問購入」ってどんなこと？
- A. 買い取り業者が営業所以外の場所で物品を買い取ること。「訪問買取」と呼ぶこともあります。
- Q. 電話で勧誘され業者が自宅に来ることになった。どんなことに注意すればいい？
- A. 一人に対応せず家族や近所の人に同席してもらいましょう。いったん物品を引き渡してしまうと、取り戻せないこともあります。考える時間を置きましょう。また業者の連絡先や物品の特徴、購入価格、クーリング・オフ制度が記載された契約書面をもらいましょう。
- Q. 物品の買い取りを勧誘され承諾した。すぐに引き渡さないといけませんか？
- A. クーリング・オフ期間中(書面を受け取ってから8日間)は物品の引き渡しを拒否できます。消費者が迷惑を覚えるような方法で引き渡しさせることも禁止されています。
- Q. 物品を引き渡し、代金も受け取ったが気が変わった。キャンセルできるの？
- A. 法律の改正で書面を受け取ってから8日間は無条件で契約の解除(クーリング・オフ)ができるようになりました。

ご相談はお近くの消費生活センターへ

# 訪問購入に関して、法律で規制が設けられました。

貴金属等を中心に、主に高齢者や女性を狙った訪問購入によるトラブルが急増したため、物品を売り渡す消費者の被害の防止を図るために、特定商取引法の改正で、新たに訪問購入に関するルールが定められました。

## ◆不招請勧誘の禁止◆

突然の訪問勧誘(飛び込み勧誘)は禁止になりました。「査定」のための訪問は承諾しても、「査定」を超えた勧誘をすることは禁止です。また、強引な勧誘や買い取る物品を明らかにせず勧誘することも禁止です。



## ◆書面の交付◆

事業者は連絡先及び物品の種類や特徴、買い取り価格、引き渡しの拒絶※1やクーリング・オフ制度※2について記載された書面を消費者に渡すことが義務付けられています。必ず書面の交付を受けましょう。



### ※1引き渡しの拒絶とは...

クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。また、迷惑を覚えさせるような方法で消費者に物品の引き渡しをさせること等も禁止されています。



### ※2クーリング・オフ制度とは...

契約書面を受け取ってから8日間は無条件で契約を解除することができます。

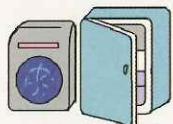


## 注!意

ただし、以下の物品は規制の対象となりません。

### 家電

(携行が容易なものを除く)

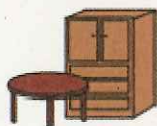


### 自動車

(2輪のものを除く)



### 家具



### 本・CDやDVD ゲームソフト類



### 有価証券



★この他にも規制の対象とならない場合がありますので、詳しくはお近くの消費生活センターにご相談ください。

不安なときは  
まずお電話を!

消費者ホットライン 0570-064-370  
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)

京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004

高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

消費生活土日祝日電話相談(緊急のみ) 075-257-9002